

イ 包括的支援事業^{※1}の充実

(ア) 地域包括支援センターの運営

① 地域包括ケアシステム深化・推進への対応

地域包括支援センターは、行政機能の一部を担いつつ、地域住民に一番身近な機関として、条例の規定に基づき設置されたものであり、地域包括ケアシステムの深化・推進における中心的な役割を果たす存在として、その重要性がより増しています。

ついては、その求められる役割を正しく認識し、包括的支援事業を適正に実施していくため、次に掲げる各種施策の展開により、地域包括支援センターの機能強化を戦略的・複合的に図ります。

- a) 市による明確な運営方針の提示及び市の基幹型機能の保持
- b) 条例基準に合致する地域包括支援センターの設置数の確保及び人員体制の強化
- c) 機能強化型地域包括支援センターの継続的設置及び各センター間の機能分担・連携強化による効率的・効果的な運営の実現
- d) 地域包括支援センターの取組みに関する広報活動や情報公開
- e) 市及び地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価や点検機能の強化

地域包括支援センターの適正かつ効果的・効率的な運営を確保するために、年2回開催される地域包括支援センター運営協議会において、各地域包括支援センターの活動や運営状況について、引き続き、確認、点検する他、市による3年毎の実地指導及び監査を実施します。

また、地域包括支援センターは自らの活動について評価（自己評価）するとともに、国が策定する全国統一の評価指標をもとに、地域包括支援センターの業務の状況や量の程度を把握し、各地域包括支援センターを比較評価することにより、地域包括支援センターの業務水準を引き上げ、適正な運営を図ります。

【取組状況・課題など】

重点課題として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年にむけ、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化、推進を目指します。

② 地域包括支援センター運営の方向性

第6期計画期間中における地域包括支援センターの設置数は4か所としていましたが、本計画期間中の平成32年度までに地域包括支援センター設置数については、高齢化の進展に伴う第1号被保険者の増加を見込み、行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下、「包括条例」という。）の規定に基づき、1か所を増設し、5か所体制にしていきます。また、増設分を含めた5か所全てについて、法人への委託により運営していきます。

また、委託先については、包括条例に規定する人員の確保及び地域包括支援センターの安定的な運営が可能であり、包括的支援事業を適正に実施できる法人とします。

なお、地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として、対象者を高齢者に限定せず、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活課題を支援するための体制づくりについての検討を行います。

※ 平成20年度から平成23年度（第3期～第4期計画期間）にかけての4年間は、職員配置が困難となった1か所には委託せず、3か所体制による運営としていました。

その間は、1センター当たりの職員数を増員するとともに、担当地区割を変更するなどして対応してきましたが、高齢化の進展に伴う業務量の増大等を考慮し、平成24年度（第5期計画期間）からは再び新たな委託先を確保することで、4か所体制による運営としています。

※ 包括条例では一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を定めています。

【取組状況・課題など】

地域包括支援センターは、担当地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努めます。

また、令和2年度中には条例で定められた圏域内の人口となるよう同センターを1か所増設し、5か所体制での支援を行っていきます。

③ 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

地域包括支援センターの適正、公正かつ中立的な運営を確保するため、学識経験者や医療・福祉関係者等で構成する運営協議会を設置し、センターの業務に係る方針や運営等について審議するとともに、各業務の評価等を行っています。センターの担当圏域や、設置・変更・廃止などに関する決定に当たっても、運営協議会が関与することになります。

なお、地域包括支援センターの評価にあたっては、国が策定する評価指標に用いて適正に行います。

第7期計画期間においても、透明性の高いセンター運営を確保するため、市民に対し、センターの役割や業務内容を分かりやすく伝えるよう、周知活動にも注力していきます。

【取組状況・課題など】

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を年2回以開催し業務に係る方針や運営等について審議しています。今後もセンターの役割や業務内容を周知するとともに、相談及び支援体制の強化に努めます。

④ 地域包括支援センター相談協力員との連携

地域包括支援センター相談協力員は、本市独自の取組みとして、地域の高齢者の抱える諸課題を把握し、地域包括支援センターへとつなげる橋渡し役を担っています。

自治会毎に1～2名の方を委嘱するとともに、研修会の実施を通じて、その資質向上を図っています。

地域包括ケアシステムの実現を目指す上で、市民の理解と協力は欠くことのできない重要な要素であり、地域の中で市民が果たす役割は、より大きなものとなっていきます。

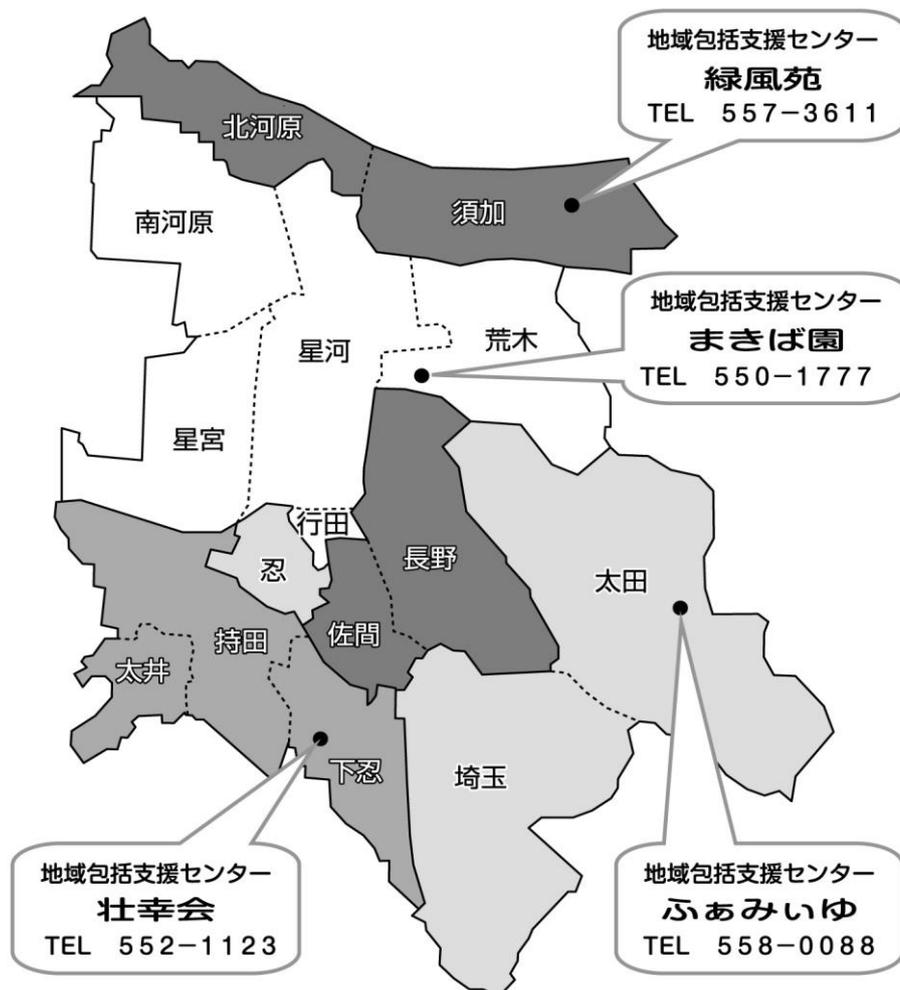
相談協力員が地域に根差した活動を展開できるよう、引き続き、地域支援ネットワーク会議の開催等を通じて、連携強化を図っていきます。

【取組状況・課題など】

制度創設から10年以上が経過する中で、現在の活動状況や制度の課題などを把握し、更なる制度の充実を図り、地域福祉の推進者としてより一層活躍いただくことを目的に、令和元年度に相談協力員、関係機関である地域包括支援センターや民生委員に対し活動に関する実態アンケート調査を実施しました。

今後はアンケート結果を踏まえ、活動内容に関する課題等を分析するとともに、関係機関とより連携した活動につながるよう、今後検討会を開催するなどし、更なる制度の充実を図っていきます。また、相談協力員が地域に根差した活動に繋がるよう、顔の見える関係の構築、地域情報の共有等を目的に地域包括支援センターや民生委員などを行う地域支援ネットワーク会議については、引き続き年1～2回程度継続的に実施してまいります。さらに、令和元年度は民生委員、相談協力員が一斉改選となることから、活動連携等のために双方の役割、活動内容等の理解を目的に、合同研修会を開催する予定です。

⑤ 第7期・地域包括支援センターの担当圏域



■地域包括支援センターの設置・運営状況（人口は令和2年6月1日現在）

センター名／委託先	所在地	人口（うち65歳以上の高齢者数）	担当地域
地域包括支援センター緑風苑 ／社会福祉法人清幸会	須加 1563	20,305 (6,230)	佐間・長野・須加北河原
地域包括支援センターまきば園 ／社会福祉法人隼人会	白川戸 275	18,529 (6,194)	行田・星河・荒木・星宮・南河原
地域包括支援センター壮幸会 ／社会医療法人壮幸会	下忍 1162-14	23,825 (6,928)	持田・太井・下忍
地域包括支援センターふあみいゆ ／社会福祉法人瑞穂会	下須戸 65-1	17,829 (5,769)	忍・埼玉・太田
計		80,488 (25,121)	

※ 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設

⑥ 地域包括支援センターケア会議の開催

現 状

各地域包括支援センターの抱える処遇困難事例に対応することや、国や県、市の重要施策の研修等を行うため、市独自の会議として開催しています。

会議では、情報交換や事例検討を定期的に行っているほか、センター職員の資質向上や業務遂行能力の均衡等を図るため、助言や指導等を行っています。

■地域包括支援センタースタッフ会議及び専門部会の開催状況 (回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
包括スタッフ会議	10	10	7	5	2	
専門職による専門部会	32	33	34	34	34	

今後の方向性

地域包括ケアシステムの構築推進と地域包括支援センターの機能をより強化するため、引き続き、地域包括支援センターケア会議を開催し、情報交換や連携を図る場として活用することで、センター職員の資質向上に努めます。

【取組状況・課題など】

困難事例や、地域住民や関係機関による支援、要請事例等について随時、職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう会議を充実させ事業の推進に努めます。

⑦ 総合相談支援業務（地域包括支援センター）

現 状

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや、適切な機関または制度の利用につなげるための支援を行っています。

■総合相談支援業務の実施状況 (件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数	5,905	6,504	5,984	5,701	6,089	

今後の方向性

経済的困窮や精神疾患等による処遇困難事例も増加していることから、高齢者やその家族の様々な課題に慎重に対処していくため、支援を必要とする高齢者の状況を正確に把握し、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援を行うことで、引き続き、適切なサービスや機関等へとつなげられるよう努めます。

今後は、高齢者だけではなく、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活、医療、福祉に関する相談を受け、必要なサービスにつなげる総合相談を目指します。

【取組状況・課題など】

各包括支援センターにて、電話・来所・訪問・文書等により相談業務を実施しており、本人、家族からの相談が約4割を占めています。相談内容としては介護保険の相談（申請・プラン作成など）の件数が最も多く、次いで、内科疾患などの医療的相談や具体的な介護方法などの介護の相談も多くなっている状況です。今後も懇切丁寧な支援を図っていきます。

⑧ 権利擁護業務（地域包括支援センター）

現 状

社会福祉士等が、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待や処遇困難事例、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談への対応や支援等を行っています。

■権利擁護業務の実施状況

(実人数)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
成年後見制度の活用	6	3	3	1	5	
高齢者虐待への対応	25	27	10	12	11	

今後の方向性

権利擁護に関する関係法律や制度等の活用により、引き続き、権利救済に努めるとともに、より効率的・効果的な支援を行うため、社会福祉協議会やNPOなど関係機関との連携を深めながら、センター職員の能力の向上を促進します。

【取組状況・課題など】

NPO法人等の協力機関の増加により迅速な対応が可能となった反面、未だ複雑なケースもあることから地域包括支援センターの社会福祉士を中心に関係機関との連携を強化していきます。

⑨ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域包括支援センター）

現 状

要介護・要支援者の介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）や主治医など、地域における介護・医療等に関する多職種が連携・協働することにより、当該高齢者の日常生活を包括的かつ継続的に支援するとともに、ケアマネジャーの抱える処遇困難事例等に対する支援を行っています。

■包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数 (件)	660	901	739	689	604	
圏域別サービス 担当者会議（回）	308	337	312	440	306	

今後の方向性

各医療機関やサービス事業者、地域住民等とのネットワークづくりをさらに推進し、引き続き、支援を必要とする高齢者への切れ目ないサービスの提供へとつなげられるよう努めます。

【取組状況・課題など】

ケアマネジャーの抱える処遇困難事例等に対する支援も含め、情報交換や知識の向上のため定期的な会議を行うとともに、相談業務等の支援をしています。また、自立支援型地域ケア会議の実施を通じて当該高齢者の重度化防止と自立支援の視点を取り入れたケアプラン作成を行なえるよう、ケアマネジャーの意識向上に努めています。

⑩ 地域支援ネットワーク会議の開催

現 状

支援を必要とする高齢者等の把握を行い、必要な支援へとつなげることができるよう、地域の民生委員や地域包括支援センター相談協力員、社会福祉協議会等と連携し、地域包括支援センターの担当圏域毎に、市独自の会議を開催しています。

平成 29 年度からは、生活支援コーディネーターも参加し、地域の生活課題の把握や生活支援に関する資源について、地域毎に把握し、生活支援体制整備事業の協議体としての機能も持たせています。

■地域支援ネットワーク会議の開催状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
担当圏域毎の会議	28	40	37	42	36	

今後の方向性

高齢者が地域の中で抱える問題は、地域包括支援センターのみで解決できるものではないことから、ネットワーク会議の開催を通じて、引き続き、関係機関や地域住民との連携を深めながら、高齢者の支援へとつなげていきます。

また、関係者間で処遇困難事例の検討を行うなど、あらゆる機会を通じて、連携体制の構築を図ります。

【取組状況・課題など】

各関係機関の顔の見える関係の構築、支援が必要な方の情報把握、支援の調整などを行う地域支援ネットワーク会議については、年 2 回、全地域（全 185 自治会）で継続して実施しています。

平成 29 年度から生活支援コーディネーターも加わり、地域課題や生活支援に関する資源の把握を行い、課題と資源のマッチングも行っておりますが、こうした取組を今後も継続して実施していくとともに、生活支援体制整備事業との有機的連動を図り、高齢者の生活支援にも繋げていきます。

(イ) 地域ケア会議の推進

① 地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、市が主催して平成 29 年度から実施しています。

平成 29 年度に、国、県のモデル事業に指定され、自立支援型地域ケア会議を開催してきました。

自立支援型地域ケア会議は、高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援、介護サービス等を提供するため、高齢者の生活の質の向上を目指し、多職種（歯科医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等）の助言を得ながら、自立支援、介護予防、重度化防止の観点から、ケアマネジメントサービス提供の方向性を一致させていく会議の手法です。

また、地域ケア推進会議では、多職種でのケースの検討、事例の整理、アセスメント、説明等を行っていくことで、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス事業所の職員の資質の向上についても、会議の目的に含め、実施しています。

さらに、高齢者の個別課題や目標の検討を行いながら、地域の課題や不足する資源、開発すべき資源やサービスの把握、検討を行っています。

■地域ケア推進会議の開催数

(回)

	H29	H30	R 1	R 2
開催数	12	12	11	

【取組状況・課題など】

毎月開催されている会議にて、出席者に本会議の目的や開催内容について一定の周知ができました。より一層の自立支援及び重度化防止に向け、会議内のより活発な意見交換を図るため、事例提出者の事務作業等の負担を軽減するとともに、アドバイザーからの効果的な助言をプランに反映し実行できるよう継続的な支援に努めてまいります。

② 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターの主催で実施しています。

地域ケア個別会議は、高齢者に関わる地域の関係者（担当ケアマネジャー、サービス提供者、事業者、自治会、民生委員、地域包括支援センター相談協力員、家族、警察、医療機関等）に参加していただき、主に処遇困難事例を中心に、高齢者の個別課題の検討を行っている会議で、関係者のネットワーク構築や生活支援に関することを協議するために開催しています。

■地域ケア個別会議の開催数

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
機能強化型 地域包括支援センター緑風苑	7	8	6	4	0	
地域包括支援センター壮幸会	1	0	1	1	0	
地域包括支援センターまきば園	2	0	1	0	0	
地域包括支援センターふぁみいゆ	3	2	1	3	0	
合計	13	10	9	8	0	

今後の方向性

地域ケアシステムの構築推進のために、介護予防、重度化防止の視点を踏まえながら、地域ケア推進会議は自立支援型地域ケア会議の手法で引き続き、開催していきます。また、会議を定例化し、継続的に実施していきます。

地域ケア個別会議については、地域の支援者のネットワークを構築できるように、継続的に実施します。

また、地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議で検討した個別事例については、一定期間が経過した後、モニタリングを実施し、状況把握と支援内容の状況、目標に近づいているか等を確認し、支援方針や支援内容について再確認及び見直しを実施します。

市は、地域包括支援センターが適切に地域ケア個別会議を実施できるように指導するとともに、機能強化型地域包括支援センター緑風苑が、他の地域包括支援センターを後方支援していきます。

【取組状況・課題など】

地域個別会議は、処遇困難ケースについて関係機関との共通認識を図る目的にて実施しており、普段のケース対応の中で、常に地域包括支援センターは関係機関との連絡・相談を行いながら業務を行っていることから、改めて地域個別会議を実施するケースは減少しているものと思料されます。引き続き、地域の支援者のネットワークを構築できるよう継続的に実施していきます。

(ウ) 在宅医療・介護連携の推進

現 状

■在宅医療・介護連携推進事業の状況

在宅医療・介護連携推進事業	H30年度・令和元年度の実施内容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	事業所マップを市ホームページ上に掲載。奇数月に三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と打ち合わせを実施し、状況を把握。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進に係る多職種合同意見交換会を実施し、課題抽出を行った。平成28年9月に発足した、医療、介護、行政、福祉関係の代表者で組織する在宅医療・介護連携推進協議会及び平成29年9月発足の協議会の下部組織として作業部会（入退院調整、研修、患者情報共有、普及啓発）にて継続的に解決策を検討。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	平成30年度に県からの事務移管を受け、「行田市在宅医療支援センター」を設置し、コーディネーターによる相談窓口を継続して運営。入院時から在宅への退院支援、介護への連携、在宅生活支援に関わる多職種連携や関係者間に生じる意見の相違・倫理的問題について意思決定の支援や各種研修等を実施。また、地域在宅歯科推進拠点も設置、稼動開始しており、機能強化型地域包括支援センターにおいても在宅医療と介護連携推進事業を推進。
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	ICT情報共有ツールMCS「うきしろネット」を医師会が導入。行田市在宅医療・介護連携推進協議会の作業部会（患者情報共有・ICT部会）を中心に医介連携情報ツール「わたしの人生ファイル」を作成。
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	平成30年度に県からの事務移管を受け、「行田市在宅医療支援センター」を設置し、コーディネーターによる相談窓口を継続して運営。
(カ) 医療・介護関係者の研修	在宅医療と介護の多職種合同意見交換会を年1回実施し、その中で研修を行なった。また、推進協議会および行田市在宅医療支援センター主催による研修も実施し、顔の見える関係の構築と知識と技術の向上を図った。
(キ) 地域住民への普及啓発	行田市医師会主催の市民向けのフォーラムにおいて講演やパネル展示を実施（市は後援）、広報誌「行田人」を年3回発行。
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	未実施

① 行田市在宅医療・介護連携推進協議会

地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にするため、行田市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療と介護の連携に関する様々な課題解決に関する協議を行っています。

■行田市在宅医療・介護連携推進協議会の状況

(回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
開催数	—	1	1	1	1	

【取組状況・課題など】

医療・介護・予防・生活支援・住まいを包括的に提供することにより、地域社会全体で高齢者を支える仕組みである地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護関係者相互で在宅医療、介護に関する理解を深め、円滑な連携を図るため協議を行っています。

② 行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会

先述の行田市在宅医療・介護連携推進協議会で出された課題を具体的に解決していくために、平成 29 年度から作業部会を設置しています。

■行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会の状況 (回)

	入退院調整部会	研修部会	患者情報共有・ ICT 部会	普及啓発部会
H29	2	3	4	4
H30	2	6	5	4
R 1	0	4	3	0
R 2				

【取組状況・課題など】

在宅医療・介護連携推進のための課題（①入退院に関するルール作り、②患者情報の共有方法の検討・ICT の活用、③研修、④普及・啓発）の解決に向け、それぞれの作業部会（4 部会・計約 60 人）において協議し医療と介護の情報連携ツールである「入退院調整手続き」や「わたしの人生ファイル」を作成した他、広報誌「行田人」を発行するとともに、専門職の資質向上と顔の見える関係づくりのため様々な研修会も実施しています。

③ 行田市在宅医療支援センター（仮称）と機能強化型地域包括支援センター

埼玉県では、平成 27 年度から在宅医療や在宅療養における医療相談や支援の窓口として、「在宅医療連携推進拠点」を県内郡市医師会に委託し設置をしています。

平成 30 年度からは、この事業は市で実施している在宅医療・介護連携推進事業に引き継がれ、市が市医師会に委託し「（仮称）行田市在宅医療支援センター」として設置する予定です。

「（仮称）行田市在宅医療支援センター」では、医療、福祉の両方に精通したケアマネジャーの資格を持つ看護師等の専門職を配置し、高齢者本人、家族、地域包括支援センター職員等からの在宅における療養生活や医療、介護やその連携等に関する相談を受けます。それに加え、医療、介護関係者の研修の実施や在宅医療、介護に関し、市民への周知を図るための広報活動も実施します。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や高齢者本人やその家族に対して地域の医療機関や介護事業所の紹介を行っていきます。

機能強化型地域包括支援センターにおいても、在宅医療の相談機能を設置しています。機能強化型地域包括支援センターでは主に介護事業関係者からの医療相談を受け、（仮称）行田市在宅医療支援センターへの連絡調整を行うとともに、地域包括支援センター間の在宅医療・介護連携に関する調整を行っていきます。

今後の方向性

今後は、在宅医療を担う医師をはじめとする在宅医の確保や居宅介護サービスの人材の確保も課題と考えられ、人材確保対策や人材不足を補う連携システムの工夫も必要となります。また、本事業において開発や導入された連携シートやツールの関係機関への普及、市民への普及・啓発が課題になると考えられます。

さらに、今後、この取組みには新たな課題が出てくるとも思われます。

そのため、在宅医療と介護の連携がさらに円滑になるよう、行田市在宅医療・介護連携推進協議会の議論を継続し、また、市医師会をはじめ各介護事業所連絡会とも綿密に連携し、様々な事業や取組みを行っていきます。

【取組状況・課題など】

平成 30 年度に、地域包括ケアシステム構築の方法の一つとして、医師会への委託にて在宅医療・介護連携の相談支援、切れ目のない提供医療・介護の提供体制構築を推進するため在宅医療推進拠点として「行田市在宅医療支援センター」を県からの事務移管を受け、設置しました。同センターにはコーディネーターを配置し、相談窓口を継続して運営。入院から在宅復帰へ向けた退院支援、介護との連携、在宅生活支援に関わる多職種連携や関係者間に生じる意見の相違・倫理的問題について意思決定の支援や各種研修等を行ってしています。

また、平成 28 年度から機能強化型地域包括支援センターを 1 箇所指定しており、1 箇所の人員体制を強化し、在宅医療と介護連携推進事業および認知症対策事業をすすめる、認知症地域推進員の設置、初期集中支援チームの設置と運用、認知症ケア向上推進事業等の一部を委託して高齢者だけでなく介護事業関係者の支援も図っています。

(エ) 認知症総合支援事業

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の方への支援施策を中心的に企画し、調整する専門員で、市高齢者福祉課及び機能強化型地域包括支援センターに配置しています。

また、それぞれに配置した認知症地域支援推進員は常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、中心的に企画提案を行っています。

■認知症地域支援推進員の状況と配置予定数 (人)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症地域支援推進員の配置状況	2	4	5	(5) 5	(5) 6	(5)

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※ () は予定値

■認知症地域支援推進員会議の開催数 (回)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
開催数	-	7	8	9	11	

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

定期的に会議を開催し、認知症施策に関する情報共有をする等、常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、認知症の方が安心して暮らすことのできる地域づくりをするため、企画提案を行っています。

② 認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施しています。

■ 認知症初期集中支援事業の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症初期集中支援チーム (チーム数)	—	1	1	1	1	
認知症初期集中支援チーム 対応件数	—	1	6	3	5	

【取組状況・課題など】

認知症への意識の向上により医療機関や介護事業者、地域包括支援センターでの対応が増加し、チームでの対応は減少傾向となっているが、本人の拒否や希薄な家族関係により支援の難易度は高くなっています。引き続き、関係機関との連携を強化し、早期解決を図ります。

③ その他の認知症支援事業

認知症の方のケア向上のための取組みを実施しています。

■その他の事業の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知症相談 (延べ人数)	3	4	—			
認知症ケアパスの 作成	作成済	改正	作成済	作成済	改正	

今後の方向性

認知症相談については、認知症初期集中支援事業と内容が重複していることから、今後は廃止とし、認知症初期集中支援事業を継続し、さらに充実させ、活用してきます。

今後も認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方のケア向上ために、埼玉県が設置している認知症疾患医療センターや障害福祉関係機関等、認知症ケア、さらには障害に関する機関や職種とのネットワーク構築をさらに推進し、認知症カフェに対する企画提案、認知症サポーター養成講座の開催提案等を行います。

また、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修も検討していきます。

【取組状況・課題など】

認知症ケアパスについては、認知症本人の方やそのご家族の方が、認知症の方の実情に応じた適切なサービス提供の流れがわかるようまとめたものです。また、地域での認知症に関する医療・介護サービスの周知にも有効です。

令和元年度には、より活用しやすいよう内容の見直しを行い改正するとともに、各種事業などに気軽に周知・啓発できるよう簡易版の認知症ケアパスを作成しました。今後も引き続き、適宜情報を最新のものに改正していきます。

(オ) 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供が求められております。

こうした地域全体で多様な主体によるサービスの提供を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{*1}や協議体の設置等を行っておりますが、より地域に密着した支援体制の強化を図ることを目的に、日常生活圏域単位での生活支援コーディネーターや協議体の設置に努めます。

生活支援コーディネーターや協議体は、生活支援サービスを効果的に提供するために、既存のボランティア、NPO等を把握するだけでなく、新たな担い手の育成や生活支援のニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行います。

また、生活支援コーディネーターは、各地域や機関で実施されているボランティア養成についても把握を行い、生活支援ニーズとボランティア養成を繋ぐとともに、効率的なボランティア養成について、関係機関との調整を行い、生活支援ニーズと担い手のマッチングに活かします。

さらに、高齢者自らが社会的役割を持つことが、自身の生きがいや介護予防へとつながることから、高齢者の介護予防、社会参加の促進及び生活支援サービスの充実を一体的に捉え、意欲と能力のある高齢者が「支える側」に回れるような仕組みや体制も勘案しながら、実現に向けた取組みを段階的に推進していきます。

【取組状況・課題など】

市内全域を担当する第1層の生活支援コーディネーターを平成28年度から配置するだけでなく、より小地域単位での支援体制を構築、強化するため、令和元年度より第2層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、支援体制の構築を進めています。

支援体制の構築を進めるためには、地域課題や資源を把握することが必要であり、平成29年度から、地域包括支援センター、民生委員、相談協力員等が一堂に会す全地域の地域支援ネットワーク会議に生活支援コーディネーターが参加するとともに、令和元年度には、上記メンバーに加え、自治会関係者や各地域協力員等が集う「ささえあいミーティング（地区毎の住民座談会）」に参加し、地域課題や地域資源の把握、資源情報の提供等に努めています。

地域課題では、買い物支援や移動支援の問題、集いの場などの充実等についての課題が高かったことから、民間事業者との移動販売の開始調整や通いの場の創設、デマンドタクシーの内容充実に向けた調整などを行い、サービスの開始や充実に繋げ、また市民のささえあい意識の向上を目的とした支え合いフォーラムの開催や市内集いの場マップの作成などを行いました。

今後も引き続き、住民参加の会議等に参加し、課題や資源把握に努めつつ、課題と資源のマッチング、不足するサービスの構築や新たな資源の確保を行っていきます。

また、地域での話し合いから地域での支えあい体制の構築が図れるよう、地域ごとの座談会等を定期的で開催していくため、令和元年度に市内15地区のうち2地区をモデル指定し、実施していくとともに、今後は順次各地区へと広げていく予定です。